酒広組事発第174号令和7年3月10日

酒田地区広域行政組合 監査委員 大 石 薫 様 監査委員 石 川 武 利 様

> 酒田地区広域行政組合 管理者 酒田市長 矢 口 明 子 (公 印 省 略)

定期監査結果に対する措置等について

令和7年1月28日付酒広組監発第27号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第19条第14項の規定により通知します。

記

課名		監 査 結 果	措置内容
消防本部	注意	【支出事務】	
総務警防課	事項	〇事務決裁規程に違反しているもの	組合の事務決裁規程は、酒田市事務決
		物品購入に係る入札施行伺・契約伺	裁規程を準用していますが、その決裁区
		の決裁者は、酒田地区広域行政組合事	分をわかりやすくするため、消防本部独
		務決裁規程第2条及び第3条の規定	自で「入札・契約関係決裁区分表」を作
		により、予定価格の額に応じて区分さ	成し事務執行しています。
		れている。予定価格 1 件 2,000 万円を	指摘された物品購入の決裁区分は、酒
		超えている場合、本来、決裁者は管理	田市事務決裁規程において、令和3年度
		者であるが、確認した契約は副管理者	までは予定価格 1,000 万円を超えるもの
		の決裁で手続が進められていた。	は全て副市長(組合では副管理者)決裁
		議会の議決に付され可決されてい	だったものの、令和4年度の改正で、現
		るが、管理者の決裁を得ずに契約を締	在の決裁区分になったものですが、それ
		結したことは不適切である。酒田地区	を見落としていたものです。
		広域行政組合事務決裁規程にのっと	今後、組合が準用している酒田市の例
		り適切な 事務執行を行うこと。	規改正には注意を払い、適切に事務執行
		【確認した契約】	を行うようにします。

		・高度救命処置用資機材・高度管理医	
		療機器の購入	
		・業務用パソコンの購入	
		・高規格救急自動車の購入	
		・消防ポンプ自動車の購入	
事務局	注意	【契約】	
管理課	事項	【スポップ ○契約書の引用条項が誤っているも	 定期監査後すぐに、指摘された契約に
日生味	事 快		関する部分のデータを修正しました。
冰水牛++		の 海田地区片域行动组入初约12間子	
消防本部		酒田地区広域行政組合契約に関する名では「初約に関する人	また、それ以外の契約に関しても、再
総務警防課		る規則第2条では、「契約に関しては、	度適切に引用しているか確認していき
		法令、条例及び別に定めあるもののほ	ます。
		か、酒田市契約規則平成17年酒田	
		市規則第58号を準用する。」として	
		いる。酒田市の契約書各書式は、私的	
		独占の禁止及び公正取引の確保に関	
		する法律の改正に伴い、引用条項を変	
		更していたが、変更前の書式で作成さ	
		れている契約書があった。そのため、	
		契約書の「談合等に係る契約解除」の	
		引用条項に辻褄が合わない部分があ	
		った。	
		内容を確認し、次回の契約手続に向	
		けて対応すること。	
		【確認した契約書】	
		• 最終処分場浸出水処理施設維持管理	
		業務委託【長期継続契約】	
		(R6. 4. 1∼∼R10. 3. 31)	
		・し尿中継業務委託	
		(R6. 4. 1∼R7. 3. 31)	
		・リサイクルセンター緑地管理業務委	
		託 (R6.4.1~R7.3.31)	
		· 最終処分場緑地管理業務委託	
		(R6. 4. 1∼R7. 3. 31)	
		・し尿処理施設反応槽ほか清掃点検業	
		務委託(R6. 9. 13~R7. 2. 14)	
		・職員研修業務委託(ハラスメント防	
		止研修)(R6.1.19~R6.3.31)	

・12 誘導心電図伝送システム用アプリケーションスクナ利用契約誘【長期継続契約】

(R6. 4. 1~R11. 3. 31)

- · Wi-Fi 環境整備業務委託環境整備業 務委託 (R6. 5. 30~R6. 11. 30)
- ・電子メールによるメンタルヘルス相 談窓口業務委託 (R6.4.1~R7.3.31)
- ・カラー複合機賃貸借(総務警防課設 置分)(R6.4.1~R7.3.31)
- ・消防 OA 系ネットワーク用ファイア ウォール保守業務委託 (R6.4.1~ R7.3.31)

消防本部 注意 総務警防課 事項

〇契約書及び仕様書に必要事項の記 載不備があったもの

酒田地区広域行政組合契約に関する規則第2条では、「契約に関しては、法令、条例及び別に定めあるもののほか、酒田市契約規則 平成17年酒田市規則第58号を準用する。」としている。長期継続契約の場合、仕様書及び契約書に「地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約」であること「翌年度以降の予算が減額等された場合の対応(解除条項)」を記載するようにと契約検査課で通知しているが、防災設備保守点検業務委託(消防本部・消防署)【長期継続契約】(委託期間:R6.4.1~R9.3.31)では仕様書及び契約書に記載がなかった。

次回の契約事務手続では遺漏のないようにすること。

組合が準用している酒田市の例規等 の改正はもとより、所管課の通知等についても注意を払い、適切に事務執行を行 うようにします。